

研究開発専門部会加速器検討会の設置について

平成13年10月9日
原子力委員会
研究開発専門部会

1. 目的

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に基づき、加速器分野における研究開発の着実な推進を行うため、研究開発専門部会の下に、加速器検討会（以下、「検討会」という。）を設置し、調査審議を行う。

2. 調査審議事項

- (1) 大型既存プロジェクトのフォローアップに関する事項
- (2) 加速器開発利用の進め方に関する事項
- (3) その他

3. 検討会の構成

別紙のとおりとする。

4. 検討の進め方

検討会における議事は、原則として公開とする。ただし、検討会が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りでない。

5. その他

- (1) 検討会の座長は、必要があると認めるときは、部会長と協議の上、調査審議の結果について、原子力委員会に直接報告することができるものとする。
- (2) その他検討会の運営に必要な事項については、検討会で定める。